

第2期

湯浅町子ども・子育て支援事業計画

概要版



令和2年3月

湯浅町



計画策定の背景と趣旨

国では、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が定められ、平成27年から質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とする子ども・子育て支援新制度がスタートしました。平成28年には「児童福祉法」の改正、令和元年には「子ども・子育て支援法」の改正が行われるなど、子ども・子育て支援の更なる推進が図られています。

本町においては、平成27年3月に「湯浅町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する取組を総合的に推進してきました。

このたび、第1期計画の計画期間が令和元年度で満了となることに伴い、近年の社会潮流や本町の子ども・子育てを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな成長と子どもの育ちを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的として、「第2期湯浅町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられるとともに、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」として策定します。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく「市町村計画」の内容を含むものとしします。

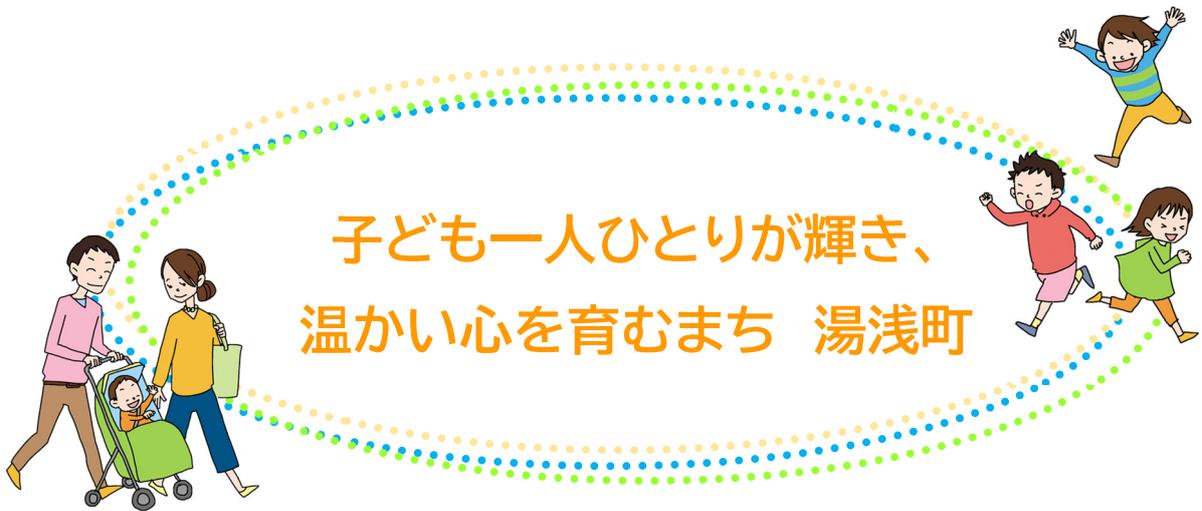
計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。





計画の基本理念



子ども一人ひとりが輝き、
温かい心を育むまち 湯浅町

子どもたちの笑顔と笑い声は、これまでも、そしてこれからも、家族にとってはもちろん、地域社会すべての人にとっての宝物です。私たちは、大切な宝物である子どもたちが、本町の担い手として健やかに未来に羽ばたいていけるよう、その育ちを社会全体で支えていくという覚悟と決意を持って取り組んでいく必要があります。保護者が責任を持って子育てを担うことを前提としつつ、その役割を果たすことができるよう支援していくことが、地域社会の重要な役割といえます。

以上の考え方を踏まえ、本計画では第1期計画の基本理念を継承し、「子ども一人ひとりが輝き、温かい心を育むまち 湯浅町」を基本理念として定めます。

計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

1

子どもが輝ける環境づくり

2

温かな心を育む地域社会の実現

3

住民同士が支え合える地域コミュニティの確立





施策の展開

基本目標1 子どもが輝ける環境づくり



1 子育て支援事業の充実

- (1) 保育サービスの充実
- (2) 子育て相談体制の充実
- (3) 子育てネットワーク化の推進

2 幼児教育・学校教育の充実

- (1) 幼児教育の支援
- (2) 学校教育の充実
- (3) 幼児期の教育・保育の連携
- (4) 思春期保健対策の充実

3 青少年の健全育成

- (1) 青少年育成環境の整備
- (2) 青少年の健全育成の推進
- (3) 学童保育の推進

4 生涯学習の推進

- (1) 生涯学習推進体制の充実
- (2) 学習機会の充実
- (3) 住民の交流活動の推進

5 母子保健・小児医療等の充実

- (1) 母子保健事業の充実
- (2) 小児医療の充実
- (3) 食育の推進





基本目標2 温かな心を育む地域社会の実現



1 人権尊重の社会づくり

- (1) 人権問題への取組の推進
- (2) 人権施策の推進
- (3) 湯浅町総合センター業務の充実

2 男女共同参画社会の実現

- (1) 男女共同参画社会の実現
- (2) 事業所における取組の推進
- (3) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

3 子どもの安全の確保

- (1) 交通安全教育の徹底
- (2) 子どもの活動の場の整備
- (3) 防災対策の推進

基本目標3 住民同士が支え合える地域コミュニティの確立

1 児童福祉・ひとり親家庭福祉の推進



- (1) 児童福祉の推進
- (2) 子育て支援施策の推進

2 障がい児福祉の推進

- (1) 障がい福祉サービスの充実
- (2) 相談支援体制の整備
- (3) 福祉のまちづくりの推進

3 児童虐待防止体制の充実

- (1) 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の推進
- (2) 児童虐待防止ネットワーク化の推進





4 子どもの貧困対策の充実

- (1) 生活困窮者自立支援事業の推進
- (2) 子どもへの支援の推進
- (3) 保護者への支援の推進

5 地域コミュニティの充実

- (1) コミュニティ意識の高揚
- (2) コミュニティ活動の推進
- (3) コミュニティ施設の充実

量の見込みと確保方策

教育・保育

【表の見方】 上段：量の見込み 下段：確保の内容

区分	単位	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
1号認定	人	37	34	29	29	28
		37	34	29	29	28
2号認定	人	187	170	150	147	144
		187	170	150	147	144
3号認定（0歳）	人	10	9	9	9	8
		10	9	9	9	8
3号認定（1・2歳）	人	90	90	96	93	90
		90	90	96	93	90

- 本町には令和元年度現在、認定こども園が1か所、公立保育所が3か所、私立保育園が1か所あります。
- 今後は、さらなる少子化、保護者の保育ニーズの多様化に伴い、きめ細かな対応ができるよう、認定こども園化を含めた保育施設の整備や、安定した保育士の確保に努めます。
- 幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付を行います。





地域子ども・子育て支援事業

【表の見方】 上段：量の見込み 下段：確保の内容

事業	単位	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
延長保育事業	人	64	60	57	56	54
		64	60	57	56	54
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	人	110	112	110	105	96
		110	112	110	105	96
子育て短期支援事業	人日	4	4	4	4	3
		4	4	4	4	3
地域子育て支援拠点事業	人回	748	731	752	727	702
		748	731	752	727	702
一時預かり事業 (幼稚園型)	人日	206	188	165	162	158
		206	188	165	162	158
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	人日	153	160	167	177	186
		153	160	167	177	186
病児・病後児保育事業	人日	83	79	73	71	70
		83	79	73	71	70
ファミリー・サポート・ センター事業	人日	25	23	23	21	19
		0	0	0	0	19
妊婦健診事業	人	71	68	65	63	61
		71	68	65	63	61
乳児家庭全戸訪問事業	人	50	48	47	45	43
		50	48	47	45	43
養育支援訪問事業	人	14	13	13	12	12
		14	13	13	12	12
利用者支援事業	か所	2	2	2	2	2
		2	2	2	2	2

- 各事業においては、それぞれのニーズに応じた提供体制を確保します。
- 湯浅町内に対応する施設のない事業（子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業）については、近隣市町と連携し、ニーズに対応できる体制の確保・維持を図ります。
- ファミリー・サポート・センター事業については、ニーズを踏まえ、提供体制の確保を検討します。





計画の推進に向けて

1 推進体制

本計画の推進については、行政だけでなく、様々な分野の関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等と連携・協働して取り組みます。

2 計画の評価・確認

計画の実現のためには、PDCAの考え方を踏まえて計画の評価・確認を行い、結果に基づいて見直しや変更の検討を進める必要があります。そのため、年度ごとに進捗状況の評価・確認を行い、計画の定期的な見直しを図ります。

3 近隣市町や県との連携

子ども・子育て支援施策等の円滑な提供のためには、施設や事業の利用等、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合があります。そのため、近隣市町や県と連携・調整を行い、取り組みの推進を図ります。また、国や県の制度に基づいて実施を行う事業についても、県と連携を図り取り組みを推進するとともに、円滑な実施に向けて、庁内の連携体制の強化を図ります。

子育てに関するお問い合わせ先



名称	対応者	問い合わせ先
保健センター 子育て世代包括支援センター	保健師	湯浅町役場 (☎ 0737-64-1120)
子育て・家庭教育支援室	スクールソーシャルワーカー 子育て家庭教育専門員	湯浅町役場保健センター内 (☎ 0737-63-1111)
地域子育て支援センター	保育士	向島保育所2階 (☎ 0737-63-6066)

第2期湯浅町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月 発行・編集：湯浅町 教育委員会

〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木 668-1

TEL：0737-63-1111 FAX：0737-62-3601

